

第二十二回国会
衆議院

大蔵委員会・地方行政委員会・運輸委員会・建設委員会連合審査会議録第三号

昭和三十年六月四日(土曜日)

午前十一時五十五分開議

出席委員

大蔵委員会

委員長 松原喜之次君

委員 加藤 高藏君 理事 内藤 友明君

理事 森下 國雄君 理事 大平 正芳君

理事 奥村又十郎君 理事 横路 館雄君

坊 秀男君 理事 山本 勝市君

川野 芳満君 理事 黒金 泰美君

小山 長規君 古川 丈吉君

石山 權作君 木原津與志君

横山 利秋君 井上 良二君

春日 一幸君 川島 金次君

田万 廣文君

地方行政委員会

委員長 大矢 省三君

理事 安藤 覺君 理事 池田 清志君

理事 古井 喜實君 理事 鈴木 直人君

理事 加賀田 進君 理事 門司 亮君

唐澤 俊樹君 川崎末五郎君

木崎 茂男君 櫻内 義雄君

渡海元三郎君 長谷川四郎君

青木 正君 熊谷 憲一君

磯尾 弘吉君 山崎 巖君

吉田 重延君 勝間田清一君

川村 義義君 北山 愛郎君

五島 虎雄君 中井徳次郎君

西村 彰一君

運輸委員会

委員長 原 健三郎君

理事 白井 莊一君 理事 木村 俊夫君

理事 山本 友一君 理事 青野 武一君

理事 中居英太郎君

岡崎 英城君 中嶋 太郎君

建設委員会

委員長 内海 安吉君

委員 瀬戸山三男君 理事 今村 等君

薩摩 雄次君 松澤 雄藏君

山口 好一君 久野 忠治君

二階堂 進君 有馬 輝武君

小松 幹君 三鍋 義三君

安平 鹿一君 中島 巖君

松尾トシ子君 石野 久男君

出席國務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君

建設大臣 竹山祐太郎君

國務大臣 川島正次郎君

出席府政委員

總理府事務官(自

治庁事務部長) 奥野 誠亮君

大蔵事務官(主

計局長) 原 純夫君

建設事務官

(主税局長) 渡辺喜久造君

建設技官

(道路局長) 富樫 凱一君

委員外の出席者

運輸技官(自動

車局整備部長) 津守 巧君

大蔵委員

大蔵委員 椎木 文也君

大蔵委員 黒田 久太君

地方行政委

員会専門員 長橋 茂男君

運輸委員

会専門員 志鐵 一之君

本日の会議に付した案件

地方道路税法(内閣提出第三一七号)

地方道路法と税法(内閣提出第三二七号)

〔松原大蔵委員長委員席に着く〕

○松原委員長 これより大蔵委員会、

地方行政委員会、運輸委員会、建設委

員会連合審査会を開会いたします。

地方道路税法案及び地方道路法と税

法案の両法案を一括議題として質疑を

続行いたします。なお御一人の質疑時

間は、委員長長の協議によりまして、

おおむね二十分に制限いたします。な

お永山委員の質問の続行時間は、お

おね五分間といたします。永山忠

則君。

○永山委員 大体五分というようなこ

とを制約されるということは、承服で

きないのですが、しかし委員長長の申し

合せです。礼儀を正しくする考え

方を含みながらやりましますから、静かに

一つ聞いてもらわねと、時間がながい

でよろしく……。

この税金の均衡課税の問題でござい

ますが、道路を損傷したておるデ

ィゼル・カー、この軽油は、農業方面

におきまして約五〇％あたりディゼル

・カーに軽油を使っておりますが、

ことに観光関係の大きな自動車道路

を損傷したておる。これに對して

は、自動車税の地方税を少し考える

ということになっておりますが、ほと

うに均衡課税で、現在受けております

自動車税のガソリンの税金に見合うよう

な金額で、これらのディゼル自動車

へ負担をかけるということになります

れば、過日お話の数字では、六十億円

という税金が入るというのを当局も

は、七十億円は優に入ると思

うております。そうすると、一番中

小企業で困っておりますところのトラ

ック、あるいはタクシー、ハイヤーな

ど一番会社の経営に困つておる方が税

金を、しかも重税を受けておる上に、

さらに今度税金が上がる。ところが一

方の方は、これと同じ税率でいけば七十

億円も負担すべきものが負担せずにあ

る。それはどういふわけかといへば、

徴税の仕方がどうも困難だからという

ようなことを――渡辺局長は、内面的

にずいぶん折衝しましたが、困難だとい

うことをおっしゃるのであります。

これを徴収するということになれば、

各税務署に二、三名増さねばならぬだ

ろうというようなことも言われま

す。地方税にして、府県にとらして、

使用者からとれば幾らでもとれるわけ

なではありません。こういふような不

均衡な状態、税の不均衡というこ

が、この課税問題で最も重要な地位を

持つておるのでございます。しかし私

は、このディゼル・カーに、軽油に税

をかけるということを今申し上げてお

るのではありません。道路を損傷す

る率において――これは竹山建設大臣

にも質問いたしました。どれだけこ

のガソリンの自動車道路を損傷して

おるか、損傷率がどれだけかというこ

との大体の比率に合うような税金をと

らないと、目的税なんですから、まあ

酒、たばこの税金に次ぐところの大税

金を負担して関係におきまして

は、一方は七十億円もの税金をかけ

て、もう一方は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

してない。その税金は四億しか負担を

ら見て、絶対に必要であると考えておるのでございますが、この点に対しては大臣のお考えをお伺いたす次第でございます。

さらに、自治庁長官はおられませんが、これによりまして、市町村は非常に負担を多く受けることになるのでございます。府県に対する処置は十分ではございませんが、一応考えられておりますが、市町村は、今日一割の負担をする場合におきましても、いろいろの設計費であるとか、調査費であるとかいうような関係で、一割以上のめくら金を出さなければなりませんし、さらに立ちのき補償料等においても、政府及び県が指定いたしておられる立ちのき補償料ではとうていこれが処置できませんので、そこで、立ちのき補償料も規定の金額以上のものを出してやっておるのでございまして、市町村の受けるところの財政圧迫というものは実に大なるものがございます。すなわちガソリン税を上げることによりまして事業量をふやす、それによりまして、市町村の財政はいよいよ窮乏を告げてくるのでございまして、これに對する処置はどう考えておられるのであるかというところでございまして、今日市町村の財政窮乏は、全くもうお話し上げる必要はないのでありますから、これに財政的処置を考へるべきであります。この点に對しての關係を答弁を願ひたいのでございまして。

さらに、ここに負担均衡の問題と関連をいたしまして、今日タクシー、ハイヤー並びにトラック業者は、もう全く瀕死の状態でございます。そのことは言葉ではない、現実でございます。今日ただいま何をいたしておるか

ということは、自家用自動車の手主等はおわかりになっておられぬかと思ひますが、八十円は七十円、七十円は六十円、六十円は五十円に下げまして、道路運送法違反で、ダンピングの實力行使に出て、東京都のこのタクシーの大混亂が起きているというところは、結局経営に陥りまして、そうして自分の車を食つてでもこの経営を続けねばならぬという考えがこの結果をもたらしたのでございまして、しかしタクシー、ハイヤーは、東京都の關係におきましては赤字なものでございまして、その赤字にさらにガソリン税の値上げをいたすということになれば、全く業者はつぶれてしまふ状態に追い込まれるものであるといわなければなりません。トラックの關係におきましても、今日の運輸省が出しておりますところの原価計算によつて見ましても、結局利潤は一車一キロ当り六十九銭、その六十九銭しかないものを、燃料の費用増が六十六銭——政府の方が今六十銭と云つておりますが、六十六銭。そうして利潤はわずかに三銭。これを一車一日当りにしまして五十七円三十五銭の利潤となる。それに対して燃料費の増が五十四円七十三銭ですから、一車一日当りわずかに二円六十二銭というように、運輸省の出しております案においては出ております。ただいま配付になっておりました分は完全に資料が間違つておるのでございまして、ここに配付されております衆議院建設委員会提出資料、三十年六月一日、この自動車局調査による運賃収入及び揮発油消費量等のこの資料は、全然適正を欠くものでござい

ますが、これらの点は別の機会に譲ります。こういうように、業者は自分も経営難に陥つておると同時に、大体東京都におきまして、タクシーがどれだけのガソリン税を負担しておるかというところを御計算されていないことは、實際残念なんです。ただ大蔵省は税の算定だけやつて、業者の實際に對しては、ほんとうに心から国民を愛するといふ考え方でやられていないのでございまして。実に今日、値上りをせぬ場合でも一年に十五万円から十九万円、一両の自動車にガソリン税を払つておるのでございまして。この値上りによつて十八万円から二十一万円の税金を払うことになるのでございまして、こういうような重税のもとで、しかも会社の経営が窮乏を告げておる。こういう状態において増税を受ける。このことは、あたかも終戦直前において、原爆を受けて日本が困つておるときに、ソ連がうしろから来て最後に日本をたたきのめしたといったような、こういう点に国民を思はざるものはなしだしい増税であるといわなければならぬのでございまして。これらの点に對して、果して業者は負担能力があるかという点、この増税によつて業界は混亂を來たさずに経営ができるかという点に對して御答弁を願ひたいのでございまして。これと関連をいたしまして、今日業界の一番困つておるのは、特に大蔵大臣は日銀總裁でございまして、たから、お願いを兼ねたようなことになりまして、金融の關係でございまして、金銀兌換が、タクシー、ハイヤーに至りましては、もう全然目をくれてくれないのでございまして。大臣は、今度は金融は楽になるとおっしゃいます

が、それはよい会社は楽になります。が、悪い会社はますます目をつくれなくなる状態でありまして、全く金融は閉ざされてしまつた。それは日銀の方から指令が出て、タクシー、ハイヤーには貸さないようにということ、で、広島の日銀の支店長でも、あるいはこちらの方でも、みなその方針のもとにやっておりますからして、全くやみ金融以外はないという状態に追い詰めておられます。トラック業につきましても、経営内容が悪いものに對しては、銀行はますます貸さない状態でございます。金融的処置は全くゼロである上に、さらに自動車賠償保険というふうなもので、またこれが一車両に對して一万五千円以上の保険税を強制しようという状態になってきておるのであります。あらゆるものに減税という時代におきまして、自動車に對してはガソリン税を上げ、さらに強制賠償保険において保険税を強制徴収しようという状態になり、金融的処置も考へられないというふうな状態でございますので、特に金融的処置について、大蔵大臣が、重要産業の基幹といつてもよいような運輸産業の中核をなすところのこの自動車に對して、金融を十分めんどろを見ろという大臣の御答弁をお願いしたいのであります。計數關係におきまして、實際において大蔵当局の予算を査定する机上計画を基準といたしましての諸計算には全く承服できないのでございまして、われわれは事業をやつておるのでございまして。国民は事業をやつておるのでございまして、これだけの車を持つておるからこれだけのガソリンを要するということは絶対の數字でございまして

て、大蔵当局は二カ月半ずれておるこの計數を中心としていつても査定をされますので、一月から三月のこの一番多く消費するときの金額というものをいつても押さえてきますから、年々何十億という金がつつても増収々々という結果になるような數字の上におけるところの事實でございまして、真に消費量というものはマツセざるものがございますので、これらの点を考えましたときにおいて、本年の需要量を十分ではございません。これを八割ぐらいに見ましても増税せずに、そうしてガソリン税一万一千円を一万円に下げ、地方へやる地方税を三千円にするというこの數字に改正いたしまして、大蔵省の言う三百二十五億の予算の金額は獲得できるものであるということを考えておるのでございまして、当局のその点に對する答弁をわざわざしまして、どうも時間がありませんから、打ち切りはいたしません。時間のあり次第また御質問することを条件として一応これでやめておきます。

○一萬田國務大臣 簡單にお答え申します。揮発油と軽油の課税均衡の点が一つあるようでございまして、これは、私どもやはり公平な見地から考へて、将来は考へてみる必要があるかと云つておられます。ただ軽油は、今は水産、農林、家庭の厨房用などに多く使われておる等のいろいろの点もありますし、その他いろいろあるようです。そういうふうなことから、今回は増税をいたしておりますが、将来は考へております。

それから目的税のことですが、私は税にあまり詳しくないから、要なことを言つてもいけません、多分これ

ら、七十二億円というものを、いわゆる地方譲与税法案を作っておられますが、それと第十六国会に出ました道路に使わなくちゃならぬというこの国会の決定した法律と、どういふふうにかえておられるかということなんです。

○一萬田國務大臣 私どもは、この道路の法律ができたときの一万一千円は今も残してありまして、法律を守っておる、こういうふうにかえておるわけでありまして、今回の地方道路法の点については、先ほど申し上げた通りであります。

○瀬戸山委員 時間を制限されておりますから、簡潔にお尋ねしたいと思ひますけれども、大蔵大臣は、残念ながらこの法律については御知識が少いようでありまして、そこで多少長引くことは、国会の審議でありますから、国民の気持を端的に言わなくては、ただ時間で制限されて国政が進むものではないと私は考へております。

そこで今一キロリッター一万一千円は、その当時法律を制定したときの額であるから、臨時措置法には抵触をしないというふうなことをおっしゃいましたが、あの法律にはそんなことは書いてございせん。なるほどその当時揮発油税は税率一万一千円でありましたけれども、昨年度同じような問題が起りました、昨年御承知のように二千万の増税をいたしました。その当時非常にこれに反対運動があった。ところが、この揮発油に関する道路財源についての臨時措置法を作っておるの、何も一万一千円の税率による税収入によって日本の道路を整備しようという法律ではないのです。將來できるだけ財源をふやして道路の整備をしなければなら

ないというのが国会の意思であります。それを今まで、現行一万三千円のもの、世間をこまかすような気持かどうか知りませんが、この揮発油の税率を引き下げる必要があると言ひながら、一方においては同じ揮発油にかける税金をくらますような格好で、これは地方道路税である。揮発油税は引き下げるということを一面に書いておいて、一方においてはさらに四千万の地方道路税を作っておる。そして先ほど申し上げました臨時措置法を免れるような措置をとつておられますが、それで国会の意思を尊重したと大蔵大臣は考へておられますか。

○一萬田國務大臣 あるいは、これは詳しく事務当局から説明をさしていいと思ひますが、私の考へでは、あの法律が制定されたときに、揮発油に關しては、この法律で全部の税をとつてしまふというのではないのじやなからうかと思つておるわけです。

○瀬戸山委員 第十六国会で、先ほどくどいように申し上げましたが、いわゆる道路財源に関する臨時措置法を作りましたときに、その後昨年の予算編成に當つて、この国会で決定いたしましたいわゆる臨時措置法なるものの骨を抜かんとして、昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律というものができておるのです。これはもうすでに廃案になりましたが、この法律を作るときに——昭和二十九年年度の揮発油譲与税法なんです。これが、先ほど申し上げました臨時措置法の揮発油税の一部を地方の財政計画の中に入れてやうという法律であります。この法律を政府が提案いたしましたときに、これは

先ほど来くどく申し上げております揮発油税に関する、いわゆる道路財源に關する臨時措置法の精神に抵触するか、そういうことはまかりならぬといふことで非常に論争が戦はれて、そして、そういうことは將來一切ないといふことになつておる。教へて上げます。そのときに大蔵省と地方自治庁と建設省の三省の政務次官が申し合せをいたしました。今年度は一万一千円から二千万ふやして一万三千万にしましたから、その全体の三分の一、これは七十九億円でありますが、そのまは七十九億円のうち四十八億、これはまさにこの法律の一万一千円ということに抵触するから、あとの増税分二千万、これは三十一億でありますが、それだけを何とか地方にまかしてくれといふことで折り合ひがつきました。

が、そのときにちゃんと申し合せができて、この揮発油税に關する道路財源に關する臨時措置法には絶対抵触をしないようにいたしました。これは昭和二十九年年度限りには別のことと考え、昭和三十年年度以降に別のことと考える、それでこの国会を通してこれといふことで通つてゐるの、昭和二十九年年度の揮発油譲与税に關する法律といふものであります。これは三月三十一日で切れました。そういうことになつておるのですが、ここで私がうそを言ふように思はれては大へんでありますから、連記録を讀んで上げましょう。昭和二十九年三月二十九日の建設委員会における連記録であります。それを全部は讀みませんが、その当時の政進黨の村瀬委員の質問に對して、植木大蔵政務次官の答弁は「以上の措置を實施する結果生ずべき昭和三十年年度以降

の地方財政の欠陥を是正するため、三十年年度以降交付税特別会計に繰入るべき所得税、法人税、酒税の割合につき揮発油譲与税相当額を交付税として計上するものとしてその率を決定する等何らかの措置を講ずるものとする」と。これが三省申し合せの第六項であります。こういうふうにしたのは、地方財政のことを考へなくちゃならぬからといふことでありますので、それはわれわれも考へております。もしこれを昭和二十九年年度限りとすれば、揮発油税はふえませんが、道路財源がふえと、地方のその負担分をどうするかという問題が出て来るから、昭和三十年年度分までわれわれは心配した。それについては、ただいま申し上げましたような申し合せ事項を作つておりますからこれで御了解をお願いしたいというのが政府の答弁であります。それからもう一つ、次にもう一度念を押しまして、私の質問の一項に「三十年度においては、いわゆる揮発油譲与税といふものは地方財政の方には全然考へないで、穴があくところは今の申し合せ事項の御説明の通りに、ほかの方で考へる」といふことに確認してよろしうございませう。という、これは私の問いであります。それに対して植木大蔵政務次官は「先ほど答弁いたしましたときにも、財政全体の都合がおおむね今日の情勢で参ります場合には、ぜひともこれで参りたい、こういう考へを持つております、こう申し上げておりますので、やはり財政当局といたしましては、財政全体がどういふかっこうになるか、あるいは今後の日本の経済状況がどうなるかといふことは、これはどうしても一つの大前提に置かざるを得

ない。しかし、その大前提のもとに極力われわれは申し合せたところを忠実に実行しよう、こうした方針でおるのではありません。道路整備の問題につきましては、それこそ從來のような皆さんの御熱心な御意見等があることは承知しております。極力その御意見に従つて今後とも善処して参りたい、こういう意味で今申しましたような第六項の申し合せもできておる次第でございます。それによつて御了解をお願いいたします。たくさんありますけれども、部分だけを大臣にちよつと御説明をして、大臣が御了解になつておられるから……」そんなことをしてゐると時間がなくなるよ」と呼ぶ者あり」先ほど断つてあります。

そこで、この二十九年年度の揮発油譲与税法案を通過させますときに、こういうことになつておる。その当時の自由黨の委員のこれに賛成する討論の第一部に、「なお当委員会におきまして本法案審議の過程において、大蔵大臣及び建設大臣、地方自治庁長官その他關係政府委員諸君の言明の通り、昭和三十年年度以後は、道路整備費の財源等に關する法律の趣旨、すなわち両院の院議が、いかなる状態にあつても、最優先的に尊重せられるといふことを前提として、賛成の意見を申し上げるわけでありませう。これが自由黨の田中委員の賛成討論であります。その次に立ちましたその当時の改進黨の赤澤委員のこれは賛成討論であります。一部を讀み上げます。この法律の立法の趣旨に關しましては、今田中委員からも発言がありましたが、今回この一部改正措置を、われわれは遺憾ながらのまざるを得なかつた、國の一兆円予算の現

在の経済時局のもとにおける重大性にかんがみまして、私どもは譲歩をいたしましたのでありますが、ただいまも述べられましたが、私どもはこのガソリン税が全面的に道路の五箇年計画に沿うて使用されるというのを期待いたしております、また国民全部が期待をいたしておるところでございます。

従いまして、この改正の、いわゆる二十九年度の三分の一のうち、四十八億は、もちろん五箇年計画に沿うた線において使われなければなりませんし、残余の金額も、やはり道路補修、なおひいては五箇年計画を達成する意味において使われるということを私どもは期待をいたしております。なお三十年以降ににおきまして、今まで自治庁の長官その他の意向をたしたのでござい

ますけれども、いささか御答弁に明確を欠いておる点があるように私は考えます。この点についても、三十年以降は、ガソリン税が余すところなく、完全に道路整備五箇年計画に沿うて使われるべきものであると確信をいたしますし、またその意味において私は今回の一部修正に賛意を表するものであります。これは今政府を構成いたしております、その当時の改進黨の代表の賛成討論であります。さらにまた社会

党左派の討論であります。これは三鶴委員が最後に「二十九年度に限る臨時措置法としてである」ということを確認いたしました。これに賛成の討論をする次第であります。さらに当時左派でありましたが、今は社会党右派の代表細野委員は「この道路整備費の財源等に関する臨時措置法は、御存じの通り昨議員の提案で法案をせられ、しかも両院においてだれ一人の反

対もなく、満場一致をもって成立した法案であります。いわばこの法案は、国民の総意によってでき上った法律といわなければなりません。しかるに何ぞや、そういう国民の総意ででき上った法律を一回も実施することなく、ただちに最初の年度から改正するなどは、もつてのほかであります。」「私はかような国会監視の法案に對しましては、反対せざるを得ない」ということで、社会党右派の代表は反対をされ、こういうふうないきさつになつて今日に及んでおるのであります。しかも現行一万三千円の税率を引き下げる必要があるということで一万一千円にされる、今度この二つの法案を出しておられるというこの問題について、国会監視というか、先ほど私が前提に聞きま

したの、尊重される意思がどこに一体現われておるかということ、今の経緯を前提として、大蔵大臣の御答弁を願つておきます。

○一萬田國務大臣 御答えします。ただいまいろいろとお教えをいただきました。よくわかりましたが、私どもは、一万一千円は依然として中央道路に残しておきたい。これは昨年二十九年度限りの問題、三十年度につきましては、何さま地方に財源がありませんので、それであらためて御審議を願つて、地方道路税として地方に財源を与えたい、かように考えておるわけであり

ます。

○瀬戸山委員 そういうことはしないことを、昨年三省の申し合せによつてやつておるといふことは、私が教えたければ大臣は御存じないからと思つて、こう長々とその内容を申し上げたのであります。しかもその内容の一部

なんです。そういうことは国会の意思に反するから、しかも道路整備は急務であるから、三十年度以降はそういうことをしなせんとすることを国会に明言している。それならばこの法律を承認しようという経過を今申し上げたのは、それがためなんです。そういうことを今大臣はおっしゃいますけれども、あなたは、国会の意思を尊重するとさつきおっしゃつたから、私はこういうことを尋ねておる。そういう今の大臣のお話であれば、そんなものは、その時の都合で何でも言つておきさ

えすれば、国会をただその場その場で言い負かしておればそれでいいのだという考え方のように私は受け取れるのです。もちろんあなたは、その当時大蔵大臣でありませんでした、政府がかかればそれでいいというものじやありません。国会の意思は、そのとき

の国会だけの意思じゃありません。一べん法律がきまれば、法律が廃止されるまでは国民の総意としてそれは生き

ておるのです。それに対してどうですか。

○一萬田國務大臣 決して、そのとき

に言つておけばあとはどうでもいいというふうな考えでははるゝんありません。ただ、地方の道路の財源としてどうしてもガソリン税をなくしてはどうにもならないという状況から、新しく御審議を願う、かように考えております。

○瀬戸山委員 地方の財源を考えなければどうにもならないというのは、大蔵大臣ばかりでなくて、少くとも政治に關係しておる者は全部考えております。考えておるからこそ、昭和二十九年度にそういう法律を作るときに、昭和

和三十年度はどうするんだということをおわきわざ念を押して、昭和三十年度においては――もう繰り返しません、先ほど申し上げたように、かくかくかようなもので別途考慮をいたしたすから、こういう方法はことしだけにいたしますと言ひながら、昭和三十年度はさらにそれを増税して、四千万円という処置をとつたのは、国会の意思とどういふふうなマッチしておるのかというのを私は申し上げておるのです。

○渡辺政府委員 今の交付税でめんど

うを見ますという問題につきましましては、昨年度において交付税の率を要えます。その問題を取り上げまして、そうして本年度以降に於いての交付税で――去年譲与税金全体で七十九億地方にいくことになつておりました。その中で道路五方年計画の問題と結びつきまして、一万一千円の分は、少くともこれは道路五方年計画の分に相当するものとして確保しなければならぬ。そこで昨年度におきましては、その中の四十八億、これは地方団体に一応渡すけれども、建設省の方でもつて一応その使途については厳重なる監督というか、指示をする、こういうお話になつておりました。そして残りの二千万の増税分が三十一億、この分については地方道路財源、これが昨年の姿でございます。本年以後の交付税につきましましては、その四十八億の中で十億は起

債で見まして、三十八億の分については交付税の計算の基礎に入れております。従いまして、一応考えました一つの線は、一万一千円、法律ができました当時のこの趣旨は、これはどこまでも尊重していこう。同時に二千万の増

税分につきましては、これはいろいろ御議論はあるかと思ひますが、われわれの考えましたところは、地方財源としてこれを確保する意味で二千万上げ

た、こういったような考え方がござい

ますので、本年の提案におきまして、いろいろ御検討しました結果、道路整備五方年計画の法律ができましたとき

の一万一千円、これを昨年の譲与税におきましては繰り込むような格好になつております。この点は、これはやはり尊重すべきものとして一万一千円を確保する。同時に二千万の分、これは地方財源として、これが引き上げになつたときの経過はいろいろござい

ての御要望がある。この辺が将来にわたって全然問題なしであったかどうかという点になりまして、なかなか心配しながらそういう点を申し上げておいたわけでありまして。それで、昨年ああいふことをお願いいたしましたのも、一兆円予算で日本の経済をまかなわなければならないということを申し上げて、お願いしたわけですが、本年に及んで、もう一年地固めしなければならぬ。また、それでも最近では国際収支が悪いというようなことで、財政全般が非常に苦しいということから、財源が非常に豊富であり、財政のワタに余裕がありますれば、できる限り道路の方にもっとよけい回したいというふうな気もあるわけでありまして、何分そういうような苦しさのため、ただいま申しました通り、やはり問題が全然研究する余地がないというふうには考えておりませんでしたので、そこに加えてこういう苦しさが増して来たということから、今回のような措置をお願いするということが、そういたしましたも、結論として財政から出ます金は、御承知の通り累年非常に飛躍的に道路につき込む、その気持は十分貫いてやっておりますので、数字は瀬戸山先生御存じでありますから申し上げませんが、財政の中では驚くべきほど飛躍的にふえてきておるわけでありまして、諸般の点を考えて、この辺でお願いしたいというふうなことを考えておるわけでありまして。

○瀬戸山委員 私はこの数字のことを論争するのではありません。私どもは国会の威信を問うておるのです。先ほどからくどいように、速記録まで持ってきてやっておるのは、またここで

とやかく言われて、その場を言いのがれさすれば事は済むのだというふうな考え方が、今日まで国会でしばしば行われております。そういうことのないように、私どもは昨年長い間論争をしてやってきておるのでありますから……「自由党がやったんだ」と呼ぶ者あり。自由党ばかりではありません。国会全体の意思を無視した措置をとっておる。これは衆参両院一人の反対もなく通つておる法律なんです。それを、そういうことはございせんかと昨年申しましたが、さらにこれを繰り返しておる。財政の事情があるというところであれば、昨年言つたのは、あれは間違ひでありまして、今日ここであやまりますから許して下さい、あれはうそを言うつもりじゃなかったけれども、実はこうなつたのですから許して下さい」と大蔵大臣が言われればまだしも、大蔵大臣がかわつたつて、大蔵省の考え方は變つておりません。そこまでするならば、私も国会の答弁などというものは信用することができなくなりまして、法案の審議ができなくなりまして、その場で言ひさすれば私も国会の審議はいらないことになる。何のために速記録をとっておくかという、政府の言明にわれわれ信頼する価値があるかどうかというために、速記録をちゃんと保存して、たまにはこれを見るのです。

○松原委員長 自治庁事務部長奥野誠亮君。官儀がやつたつてだめだよ、大蔵大臣がやらなければだめですよ」と呼び、その他発言する者多し。

○奥野政府委員 先年揮発油譲与税の制度を設けようといひましたときに、いろいろもつれましたことは事実でございます。またその善後措置をどうするかという点につきましても、必ずしもそれぞれの人たちの考えておつたことが一致していなかったらうと思ひます。しかしながら自治庁といひましては、終始一貫いたしまして、何らかの形で道路財源を地方のために確保したいと考えておつたわけでありまして、国会等におきます御答弁におきまして、昭和三十年年度以降についてはさらに別途考案していききたい、こういう考え方を表明しておるわけでありまして、決してこういう考え方をやめるのだということはないといひます。ただ建設省あたりにおかれましては、むしろこういう制度はやめたいという希望を持っておられましたわけでありまして、またそういう意味の発言が出てくることがあるだろうというふうな思ひます。しかし政府としましては、昭和三十年年度以降やめようという一致した意見の表明はしていないというふうに考へるわけでありまして。

○瀬戸山委員 事はきわめて重大であります。私も委員会は、政府の個々別々の考えをその場で言われ、それで言ひあしつたわけでは、私が速記録を持ってきたのは、そういう言葉が出やしないかと思つたからです。そこで、これは三省の政務次官が答えておりますが、植木政府委員の言明をここに言つたのは、ちゃんとカッコーをして、先ほど言つたように、第六項のことはこういうふうになつております

すからということ、それを了承するということできつたように賛成を各派でいたしました。それでも了承しない、社会党右派は反対したということ、をここにちゃんと明らかにして質問しておる。それで、あのときは言明は各省別々であつて、国会はそれでごまかされたんだということになつたんで、私どもはこの審議は簡単にいかなのじやないですか。内閣総理大臣が各省大臣を集めておいて、これは全部の異存がありません、私が内閣総理大臣でありますから、決してこれは各省に異存はありませんというところまで確かめなくては、政府の見解というものはわれわれには了解ができないという事態になります。それで大蔵大臣はよろしいとおっしゃいますか。

○一萬田國務大臣 いろいろ経緯はありましたが、私はいろいろ説明を聞きまして、全然できない、全然余地のないものではないというふうには承知をいたしております。特にそういうふうなところで、今日地方の道路の財源がほんとうに困つておる、そういう事情でありますので、今回提案をいたしまして御審議を願うわけでありまして。どうぞ御了承を得たい、かように考へるわけでありまして。

○瀬戸山委員 先ほど求の政府の答弁を聞いておきますと、国会というものは、その場をうまく答弁をして通れば、それで事は済むのだ、国会などというものは、議論をするけれども、その場をうまくやつていけば、それであとは済むのだという考えが私にはあるように見える。失礼であります、私の前ではそういうことは許しません。ただいま読み上げましたのは、単なる速記録ではないのです。これはちゃんと政府の三省の申し合せ事項をカッコーして書き上げておる一項を、ここに御存じなからうと思つて披露いたしました。もう一ぺん読み上げます。「以上の措置を実施する結果生ずべき昭和三十年年度以降の地方財政の欠陥を是正するため、三十年年度以降交付税特別会計に繰入るべき所得税、法人税、酒税の割合につき揮発油譲与税相当額を交付税として計上するものとしてその率を決定する等何らかの措置を講ずるものとすこと。」これは申し合せ事項なんです。揮発油譲与税は二十九年度だけお許しを願ひますが、昭和三十年年度はそういうことはしませんというときの申し合せ事項なんです。それは、政府のだけれどそういうことを考へておつたかもしれないけれども、だれかはそういうことを考へておらなかつたというこ

とを答弁されるにおいては、それでは先ほど申し上げたように、総理大臣が政府を代表してここでおっしゃる以外には信用できないということになつたら、国会の審議は進まなくなる。それでよろしうございませうかということなんです。

○一萬田國務大臣 お答えいたしました。決して国会、委員会の御意思を尊重しない、あるいはまたそのとき車におさなりの答弁をして過ごせばいい、そういうことは考へてもおらないし、またそういうあるべきものでもございせん。そういう点はお説の通りであります。今その申し合せをお読み下つたのを聞きまして、非常にこれは大へんな——私おわびいたします。はなはだいろいろむづかしい経緯があつたことはよくわかりますが、先ほど申しました

ように、何さまこの道路税がないと地方の道ができませんものだから、悪いところは私すなおにおあやまりしてよろしくございませう。そういうふうな実情にあるのであります。どうぞ一つ御審議をお願いしたいと思ひます。

○松原委員長 瀬戸山君に申し上げますが、もう時間も倍以上たつておりますので、簡潔に願ひます。

○瀬戸山委員 わからないうで委員会を過ぎすという事は、私は承知しない。

〔委員長、議事進行、議事進行〕

とつぶやきあり

○松原委員長 今質問を許しましたから。

○瀬戸山委員 大臣の言われる今の氣持はわかる。しかし言明と違つた法律をちゃんと出してゐる。それでは、その言明しましたが、諸般の事情でこうなりましたから、今度は許して下さいと大臣おっしゃるのですか。あなたは、国会で言うことは、その場その場限りで言うておるのではない、それはそうあるべきものではないとおっしゃるから、そうあるべきものじゃないのが出ておる、それはどうなさるかという事を私は聞いてゐる。

○一萬田國務大臣 これはいろいろと御意見もありません、はなはだ困つたことと思ひますが、しかし前と事情も異なつてきましたので、今度は新しい——そういうような御意思を決して無視するわけではない、そういう御意思は御意思としては、そういう御意思は御意思として、國の情勢で事情が變つたから、こういうふうな法律を新しく出さしていただいたから、どうぞ御審

議をお願いしたい、そういうわけであるのであります。

○松原委員長 久野忠治君から議事進行について発言を求められておりますので、この際これを許します。久野忠治君。

○久野委員 先ほど来同様、瀬戸山君の質問に對する一萬田大藏大臣の御答弁を聞いておりました、この問題については、大藏大臣は頭へ入つておらないのではなからうかという点が多々あるうかと思つておりました。この地方道路税その他の道路に關する法案の事柄について十分認識をして、かかる上において、本委員会において納得のいくような御答弁があらうかと私は思つておりました。さうな意味から、本日一つこの程度に於いて散会せられんことを動議として提出いたします。

○松原委員長 ちよつと連記をとめて御相談いたします。

〔連記中止〕

○松原委員長 連記を始めて。それでは建設大臣も来られましたから、続行したいと思ひます。続行いたします。

○瀬戸山委員 私はこれ以上質問はいたしません、國會の意思を無視するやうなことを——たとえば与黨の委員の諸君であつても、私はそういうことは國會の權威に關する問題だと思つて、それだけ申し上げておきます。

○松原委員長 門司亮君。

○門司委員 私は地方行政關係でありますので、特に大藏大臣に先にお伺ひして、それから直接關係を持つております建設大臣に聞きたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 私は、地方財源を確立するといひます、地方の財源を充實させるためにこの地方道路税を創設したい、その意味におきまして、昨

年とは違ふといふふうに考えます。

○竹山國務大臣 分科会に出ておりました、大へん失礼をいたしました、建設省の立場を一言御答弁申し上げたいと思ひますが、私の参る前に關連した問題もあつたやうでありますから、一応経過的に少し申し上げますと、昨年今門司委員のお話のように、三分の一を地方に移す問題について國會に論議が起りまして、増税の三十一億は地方に財源としてやるが、四十八億は五カ年計画の當然のものだから、使ひ方は道路の計画に使ふといふことの結末になりました、予算と法律の建前とが非常に混同してしまつて、これは重ねてやるべきことではないから、二十九年度限りで打ち切れるといふのが國會の御意思であつたと思ひます。そこで今回われわれも大藏省の考え方、その國會の御意思をもとにしまして、三十九年度は新たな構想で出資をする、その新たな構想で出資する場合におきまして、昨年一萬三千円の三分の一といふものを地方へ移しましたが、その実内容は二千万分、すなわち三十一億分だけを地方に譲与をするといふ、中身はさういふ形でありまして、これは逆に換算いたしますと、ちよつと政府の方で使ひます分といふものは一萬一千円に當ります、地方に譲与した分は増税分の二千万に當りますから、そこでいろいろ大藏省とも話し合ひまして、われわれは今年度予算の編成に當りましては、昨年度の基礎を原則として立てました。すなわち一萬一千円をはつきりとガソリン税といたしまして、道路五カ年計画の整備財源に充てる、他の

ものは地方道路税として、大藏大臣のお話の通り、新たな立場に立つて考へる、こういうことになつたわけであり、同時に今門司委員のお話の通り、道路行政をやつていく場合におきまして、われわれは、ことに私は窮乏した地方財政の現状といふものを考えますと、昨年度の計画のままで五カ年計画を延ばしていきまふと、本年度から新たに百億の地方財政負担を増加したさなければならぬ計画になりますので、これはすみやかに道路を伸ばしたいという立場から考えれば、その計画を強行したいのでありますけれども、しかしそのまま押しつけていけば、一方においてこれを消化すること

がなかなか困難な事態に達するにせう、それから、地方財政が根本的に改められて、安定することを望みますから、それまでの間といひまして、今年にはむしろこの際地方の負担をできるだけ軽くして、しかも五カ年計画をくずさないやうに、計画を早く遂行したいといふ考えのもとに、今回は直轄及び府県その他の道路全般に通じまして、地方の補助率をみな引き上げまして、これで約六十億近くになると思ひますが、全部補助率を引き上げまして、地方の負担を軽減する反面、今お願いをいたしておるやうに七十二億の地方道路税をお願いをして、これで増加する地方の道路の負担といふものの緩和をできるだけ願つて、もちろん負担を

していただく人にはお氣の毒でありますけれども、これによつて、道路計画をいたしました五カ年計画をすみやかに実行いたしました、國民なり、また道路利用者の御期待に沿いたいといふ考えで立てましたのが今回の道路計画であ

七

り、またガソリン税に対する考え方であります。

○門司委員 そうだといいたしますと、この譲与税の去年の建前から参りますと、結局今度配付されようとする、いわゆる譲与されようとする額は、国の考へております道路整備五カ年計画とは関係がないと考へてさしつかへございせんか。

○竹山國務大臣 これはもの表と裏でありますから、無関係とは申しませんけれども、一万一千円の計画でもつて五カ年計画を進めていくつもりであります。今申すように、地方負担を軽減いたします等のためには、若干苦しくなります。そこで今回臨時措置法の改正をお願いいたしましたのは、先般来だいに御議論になっておりますガソリン税の徴収と予算の収入との間の食い違いが明らかであります。この点が臨時措置法におきましては明確になつておりませんので、そこで、これは大蔵省の収入財源となつてもいいし方なかつたといわれれば考へまして、今回はこの点を大蔵省とはつきり話し合ひをいたしまして、決算においてはつきりと、予算との差額の収入を一般決算の原則に従ひまして翌々年度の道路整備費財源に充当する。しかも一般決算と異なつて、半額でなしに、全額を翌々年度の道路整備費財源に充当するということの立法措置を明確に政府でいたしまして、これは議員提案の法律でありましたけれども、政府から進んでその改正をお願いいたしておるようになつてありますから、これらのものを全部細大漏らさず、一万一千円を収入財源といたしますならば、五カ年計画の当初の計画はやり得ると考へてお

りますから、今お話の七十二億の地方道路税は、直接の五カ年計画の財源ではありませんけれども、しかしこの裏打ちをなすものとして、地方道路の財源であることには間違いないと考へます。

○門司委員 その点は非常にいいまいなです。地方財政の建前からいふと、私はもう少し聞いておかなければならぬと思いますが、今の御答弁では何か裏に含まれておるようであります。それを裏書きするものに、自治庁長官の説明書の中にそういうことがつきり書いてあります。この使用の大体の目的と思はれるところでありまして、こういうふうに書いてあります。

「地方道路譲与税は、道路に関する費用に充てなければなりません。道路に關する費用である限り、特にその範圍を限定するものではありませんので、道路整備五カ年計画の対象になつておるかどうにかかわらず、広く道路事業に充てることができるとしたものであります。」従つて、これはちょうど今大臣のお話になつたところを十分に触れられたような気がするわけであります。

そこで、私はもう一つ聞いておきたい。こういう大臣の説明がされておりますと、去年は行きがかり上四十八億だけはひもつきにしたが、ことしまたひもつきにするということになると工合が悪いから、ここでさつき申し上げましたように、一応案は全額そつちにするが、しかしその使用の目的の中にはこれも含まれておるのだ。私はどうしてもしもこういふふうにとれるのです。そうなる参りますと、当然国が道路整備五カ年計画で支出すべきものであ

る部分を、こういう財源を与えたから、これに少しお手伝いをせよということが当然出てくる。そういういたしますと、去年の譲与税とそう趣旨が変らぬようなものが現実的には出てきはしないかと考へる。私は、これであつてはならないと思うから重ねてお聞きをいたしますが、五カ年計画については、今の大臣のお話のように、関係するようないふやうなことで、私どもはこれを直ちに受け入れるわけに参らぬと思ひますが、その点をもう一べんはつきりしておいていただきたいと思ひます。

○竹山國務大臣 私の申しておることは、ちつともいいまいにばかりしておらぬつもりであります。というのは、地方道路税は、道路の費用に充てるといふ以上は、一方において、五カ年計画で政府の出します費用に地方の相当の負担金も要るわけでありまして、そういう財源にこれが充てられる場合に、拒否する意味合いにはならぬと思ひます。従つて、五カ年計画のうらはらのものであるということをしる上げるとは、その意味であります。道路は、御承知の通り五カ年計画の道路だけではないのでありますから、その他の道路、また政府の金で手の行き届かない道路の補修等の費用が地方負担金において行われておりますから、その道路全体の財源としてこの地方道路税が充てられるわけでありまして、私は決して不明確には考へておりません。

○門司委員 大臣は不明確でないとおっしゃつておられますが、現実の問題としてわれわれが心配いたしますのは、去年は、これがひもがついておつても

ついでいなくても七十九億でありまして、これに昨年度の税の増収の五十億の三分の一を加えて参りますと、十七億加はることに参ります。こういうことになりまして、ことしの場合には、それが全額こちらで出したような形になつておりますが、現実の問題として、なかなか地方の財政は非常に苦しいのでありますから、財源があれば、道路五カ年整備に使われざる費用、いわゆる国の計画以外に、具体的に申し上げますと地方では使いたい金がたくさんあると思ふ。従つて、もし地方の団体に道路五カ年整備計画というものを國が押しつけて参りまして、それに充てる財源がない、ほかに使つてしまつた。これは少し言い過ぎるかも知れませんが、そういう事態が地方に起らないとは限らないと思ひます。そういう場合は、やはりそれだけ國の方の計画を縮められるお考へでございますか。

○竹山國務大臣 私は、御質問の趣旨はよくわかるような氣もいたします。が、お話の中に、地方道路税財源を他に使つてしまつた場合というお話がありますが、それは明確に、地方道路税の財源は道路に使うということが明記されておる以上は、道路財源になるものと理解をいたしております。しかし五カ年計画の政府の計画に、これを昨年の四十八億に當るやうに割り当てるという考へは毛頭持つておりません。むしろ性格はつきりと、昨年の三十一億の分に當るものと私は考へております。そこで四十八億と三十一億を一つの予算にして、法律で仕訳をしたという混亂をことはやめるために、四十八億はガソリン税の方へ本来の本筋

に戻して、三十一億に當る分を、若干増税をして地方道路税にいたしたといふやうにわれわれは考へておりますが、道路以外の財源になるということについては、私はちつと理解をいたしかねます。

○門司委員 誤解もあるやうであります。が、今の大臣の御答弁をそのまま私は受け取つて、そうして、現実の地方の財政は非常に苦しいのであります。て、なかなかいろいろなやりくりをいたしておりますので苦しいが、そのことは一応大臣の意見を聞いておくといひまして、今私がさらに聞いておかなければならぬと思ひますことは、政府の指定いたしております整備五カ年計画というものが一応あります。ところが都道府県の県道、あるいは五大市が維持管理する道路というやうなことになる参りますと、それらも、当然この法律に定められておる事業をたくさん持つておりますので、道路をはんと整備しようと思へば、これを目的税として七十二億ばかりもつたところで、これでは道路の整備が實際できないと思ひます。たとえば県道だけにいたしまして、あるいは国道がこれに含まれておりますが、そうなる参りますと、いずれにしても財源が少いために、政府の予期したやうな五カ年計画の整備に、政府がおやりになろうとするところの道路以外の財源に使われて、なかなか回りにくいのではないかと、さういふ感じがするわけでありまして、さういふ場合に、國は、これは五カ年計画だから、どうしてもこれだけをお前の方で出せということになつて参りますと、去年と同じやうな結果が出てくると思ふ。去年

も、四十数億よけいやったから、それでいいじゃないかというふうに御答弁になるかもしれませんが、しかし、それは実質的の地方財源のふくれにはならないと思うから、その点を念を押してお聞きいたしておきたい。

○竹山國務大臣 重ねて申し上げますが、私も、地方財政の現状はすいぶん理解して今回も処置をいたしたつもりで、先ほど申すように、補助率を引き上げまして、約六十億、地方財政の当然と言つては怒られるかもしれませんが、計画上は負担することになつておられますものを今回は軽減をいたし、そのほかに七十二億の地方道路税と合せ、約百三十億の財源を道路の財源として今年度考へていただいておりますと思つております。そこでお話の通り、道路は五カ年計画だけの道じやありません。われわれとしては、五カ年計画の裏打ちは、今回の補助率の引き上げ等を伴ひまして、昨年の実績から見てやつていただけたものと確信を持つておるし、なお七十二億の地方道路税財源等をもつて、お話の通り、その他の道路の補修その他に使つていただけたもの、また法律もそのことを期待しておるものと理解してやつて参るつもりであります。

○門司委員 もう一点だけ聞きますが、今大臣のお話のように聞いて参りますと、道路整備五カ年計画というものとこの税金というものの関連は、常識的に見た場合、当然の行方べき仕事があれば、それに相当額地方が出さなければならぬ。それに当然使われるべきものである。従つて国の計画は計画通り進められるというふうに解釈してよろしうございますか。

○竹山國務大臣 それは、今私事上常識的に考へて、五カ年計画は、それだけの配慮をいたして参るとすれば、国の計画には地方も協力してやつていただけるものと考えております。これは例々の問題でありますから、どうしてもそれが負担できない地方が起れば、その際考へなければならぬ。全般的には昨年もできた、今年は困難であるから、百三十億は別個に考へるといふことから考へれば、道路に限る限りは、一番地方財政のことを私としては考へたのであります。実は事務当局は、私の補助率の引き上げには反対だつたのでありますけれども、この点は

大蔵省に特に頼んで、これでなければ、今希望される道路五カ年計画の遂行はできないということではないかと思つてありますから、まあ一つ地方行政委員会も、そういうお氣持で御協力願ふことを懇請いたすわけであり

○松原委員 山口丈太郎君
○山口(丈)委員 私は、大臣が見えておるようでありますから、まず大蔵大臣に運輸委員の立場からお尋ねいたしたいと思ひます。

まず政府の物価政策というが、全体の経済政策は、やはり本年は昨年と同じように、デフレ経済政策をそのまゝ踏襲していく方針を立てられておるようであります。そこで、税の徴収方法というものが非常に大きく経済に對して影響を持ちますことは、説明を申し上げるまでもありません。ところが、見えておるものと、その物価に影響しない面、最も取りやすい点で、どういふところの税を増徴すればよいかという

か。そこで幸い見つかったのがこのガソリン税で、ここにしわ寄せして来た。それでは政府のとられておるデフレ政策とは、反対の現象になるのではないか。ガソリン税だけを、一万三千元から表面上は一万一千円に引き下げておいて、しかも一万五千円まで大幅に増徴する。こういうことは、根本的な政府の物価政策から見ても相反したことではないか、このガソリン税だけに大きな犠牲を払わしておるのではないか、これらについて、大蔵省はどういう見解でこのような大幅増徴を計画されたのか、その経過と所見を大蔵大臣から伺いたい。

○一萬田國務大臣 政府がこの低物価政策と申しますか、これも程度がありまして、なるべく物価が下る政策をとつておりますことは御承知の通りであります。従ひまして、そういう際に税金を増徴するということが、一応矛盾することでありまして、私も率直に認めなければならぬと思ひます。ただそういう場合に、具体的に事情として、最もそういう影響のない、たとえばガソリン税と、こういうふうに申されまして、増徴しても、比較的物価の上昇に影響のないものを選ぶというところは、これは物価政策の見地からいへば、当然なことではなからうかと思ひるのであります。私どもの考へでは、このガソリン税の増徴によつて、特に自動車等の運賃の引き上げを招来しても、これは、何といつても道路が悪くて、これによる自動車等の損傷、あるいは事故等を考へると、道がよくなるということが一番いいのじゃないかと私は思つております。

○山口(丈)委員 私が今大蔵大臣にお尋ねいたしましたのは、最後に申された、多少税金を上げて、道をよくすればいいのではないかという見地に立つたというふうなことであります。が、しかしそれでは、先ほど質問があつたようでありまして、きつめて限られた人々の犠牲ということになりまして、今日自動車運送事業等陸上の諸運送事業の実態は、ほとんどがその基礎を中小企業に置いておるのであります。そういったしますと、実は中小企業が、このガソリン税の大幅増徴のため非常に犠牲を払わされるということになるわけでありまして、しかも一面からいいますと、この税金は最も徴収しやすい税金でありまして、何ら苦痛の伴わないものであります。今までの政府の方針を見ておりますと、徴収しにくいものは地方の方にまかして、徴収しやすいものは国の方にどんどん取り上げてこれを管掌する。そのために、一方においては地方自治体は非常な迷惑を被つておる。地方自治体の赤字の原因はそこにもある。また中小企業が苦しみます原因も、このように中小企業の実態をわきまえないで、ただそういうような机上の計画でうまくやろうということだけを目標にして、いわば苦勞なしに取り上げられるものは取り上げらる。こういうことを続けられる限りにおいては、それ自体地方自治体も救われないし、また中小企業においてもますますその経営を苦しくすることになる。従つてそれに従事するすべての人は、非常に大きな苦痛を國家からしよわされるという結果になる。そして一方においては、大きな資本を持ち、大きな経営をしておるもの、あるいは

徴税技術上困難を感じるものが大きな利益を得るという矛盾を生ずると思うのであります。これらの矛盾を是正するためにどういふお考えをもつておられるか、大蔵大臣と自治庁長官にお伺ひいたします。

○一萬田國務大臣 今御注意があらした点は、特に公平をもととします税のことでありますから、十分考慮してあると確信しておるのであります。これは税の立て方とか、あるいはまた技術的な面もありまして、主税局長から答弁をされた方がよろうと思ひます。

なお今いろいろと御注意のあつた点は、今後一そう研究を重ねて、御運旨に沿うようにしなくちやならぬことは申すまでもありません。

○川島國務大臣 地方財政の立場から申し上げますと、確實な、しかも取りやすい税が望ましいわけでございます。国税とのにらみ合せもありまして、現行の制度に落ちついてゐるわけでありまして、何か名案があれば、なるべく地方財政に寄与するような税制をいたしたいということは、平生研究も考へておるわけでございます。

○山口(丈)委員 さればお伺ひをいたしますが、このガソリン税の増徴に當りまして、今日の業界の実態、陸上運輸全般にわたる実態についても特に御調査をなされたことと思ひますが、ただそれだけではないで、ガソリンが消費者に渡る最終販売価格、それと、輸入を主としておるわけでありまして、この販売業者の利益、輸入商社が輸入した原油、あるいは国産原油でありますならば、その原油の精製過程における生産費と販売原価、そしてそれを消費

しております消費者の実態等について十分に検討されれば、このような大幅の増徴をして消費者に大きな負担をかけるようなことをしなくても、いままし考え方があるのではないかと、いふうにも考えるのでありますが、これらについて、どういふ調査をされてこの税金の大幅増徴に対する根拠とせられたか、これをお伺いしたい。

○渡辺政府委員 多少技術的な問題になりますので、私からお答えしたいと思ひます。輸送業者に対する関係につきましては、先ほど来大臣からいろいろお話になりましたので、あらためて申しませんが、石油の輸入業者、あるいは精製業者がどんな状態であつて、そして今度揮発油に対する課税が二千元上りまして、揮発油の小売価格といひますか、市販価格がどういふ影響を受けるだろうかという点につきましては、一応大蔵委員会からいろいろの資料の御要求もありまして、提出してもございしますが、ごく概括的に申し上げますと、現在石油の精製業者は相当利益が多いじゃないかということ、かなり高収益を上げておるといふことは一応言ひ得ると思ひます。そこで揮発油に対する課税が二千元上りしましたときに、一体揮発油の市販価格がそのままそれに応じて二千元に相当する分だけ上るだろうかという問題が一つあるわけでございます。これは消費税の建前だから言へば、まあ上るのが当りまえじゃないかということになります。現実の問題としてどういふことになるか、この点につきましては、結局その関係の業者の方の御意見を伺う以外には、先の見通しでございすから、はつきり言えないのでござい

ますが、ある方の御意見では、二千元上った場合に、実際にガソリンの値段が上がるのは千円くらいじゃないか、石油業者は、現在相当の利潤もあるから、半分くらいは負担するのではないかと、こういうような御意見もございす。これは、われわれ先の相場の見通しでございすから、何とも申し上げかねますが、昨年の二千元の引き上げが、結果的にはいろいろな原因もあつたかと思ひますが、あまり大きなガソリンの値上りにはならなかつたというふうに出ております。

○山口(次)委員 私は、今の事務当局の御答弁は、消費者にとりましてはきわめて不親切な答弁だと考えます。なぜならば、このように大きな負担をしわ寄せせられるような政府の徴税措置をとつておいて、そしてあと、その実質的な負担をしらるる消費者等に対しては、何らの考慮も払われないで野放しである。こういうところに、私は一面また中小企業はじめの政策がはつきりしておるといふことが言えると思ふのであります。なぜならば、石油業者の資本と陸上小運送の資本形態をとお考えになりますとよくわかりますように、ほとんど数社による独占形態をとる石油業者、そして何千という小資本を持つて群雄しておる業者がある、その業者相手のものと資本の運転状況等をよくお考えになれば、どれだけ多くの人間がこの犠牲に供されるかといふことは、一目瞭然だと考えるのであります。しかるに今の御答弁によりましますと、それらの非常に広汎にわたる犠牲者に対して何らの考慮も払われないといふことは、政策上から申しましては、全くゆゆしい放任主義を

とつておられると申さなければなりません。政府は、それらに對してもう少し親切な態度をもつてこの税金を考えなければならぬ、こういう点を私は非常に残念に思ふのであります。後、道路をよくするといふ一つの目的はある、しかしその目的のために創設された税金でありますならば、これは他に利用せられることは許されない問題であります。本年度の具体的な政府の資料から見ますと、政府の申されておる見積り額は相当内輪のものであります。毎年ガソリンの需要は増大をいたしております。今年もまた政府の見積り額よりも相当増大をするものと考へております。これらに對して何らの措置もとられておらないという点は——自然増収分はどういふふうに使つていこうとなさるのか、私はこれについて是非常な疑いを持つのであります。それはなぜかと申しますと、先ほどからの大蔵大臣の答弁等を動案いたしましたも、これについて大蔵大臣は十分に御存じないやうであります。そういったしますと、災害やその他の一切の国の財政の運営上から見た今までの大蔵省の態度を見ますと、はなはだ遺憾ながら、各省を一手に引き受けて、大蔵省の言ひなりに、ほとんど牛耳るやうな状態に置かれておる、こういうやうなことが私は言へると思ふのであります。その上に君臨しておられる大蔵省の中のいづゆる官僚の人々の計画でありますから、従つてこの自然増収分につきましても、あるいは目的以外に大蔵省のいづゆる財政の中に温存しておいて、建設大臣が先ほどから御答弁になるやうなことがあるは違つたことになるのではないかと、いふに私は

憂へるのであります。これについて十分納得のいく御答弁をいただきたいと思ひます。

○竹山國務大臣 私から申し上げる方が信用していただけたと思ひますから申し上げますが、大蔵省は、決してそんなことを考えていないと思ひます。念のために、今実は建設委員会へ臨時措置法の改正法案をお願いをいたしております。重要な点は今御質問の点であります。これは、国会でおきめをいただいた臨時措置法の条文からいいますと、お話の通りに、決算と予算との収入増というものの始末については明確でありません。立法者の意思は、当然道路財源になるべきものだと思ひておられますけれども、法律から当然とはなつておりません。そこで今回大蔵省ともよく話しまして、決算の収入増がありましたが、すべてこれを翌々年度の道路整備の財源に充てるということに法律で明確に改正案をお願いをしております。これは一般決算の建前上、翌年度の財源にすることが困難でありますから、翌々年度の財源にするといふことにいたしております。先ほど来いろいろ御議論を伺つておりましたが、予算の見積り、ガソリンの収入の見積りを少く見たところ、どうせ翌々年度はこれは道路財源になるのでありますから、今まではどうであつたにいたしましても、二十年度以降降のものは、一文も道路財源以外には出ないといふことだけは、今回の国会の御決定に従ひまして明確になるわけでありまして、どうぞ御了承をお願いいたします。

○渡辺政府委員 ちょっと補足いたし

ますが、揮発油税の關係は、今建設大臣のおっしゃつた通りであります。それから地方道路税が、この法案が通りました場合におきましては、これは特別会計の方へ入りまして、特別会計の方で全部収入になりまして、道路目的に使われますので、一般会計の方へは全然入りません。これもはつきり道路の目的に使われるといふふうになります。

○山口(次)委員 その点は間違ひがなければ、私はそれを信用しておきたいと思ひます。そこで一つお伺ひしたいのは、ガソリンの輸入価格と小売価格を調査されたことがあるかどうかをお伺ひいたします。

○渡辺政府委員 その数字は調査してございす。二十九年度の平均価格の数字が今手元にございすが、現在日本で使用しております揮発油は、原油で輸入しました分を国内で精製しましたものと、それから揮発油のままで輸入されたものがそのまま消費されておるもの、この二つがございす。それで御要求の数字は、どれを申し上げた方がいいのかと云つたはつきりしませんが、揮発油で輸入されたものの輸入価格が、二十九年の平均価格でございすが、税関統計で一万一千七百四十二円、それから小売価格の方は、税金の入つた数字にならざるを得ませんが、今小売価格そのものがちよつと手元にございせんが、御答へ格としまして、いろいろ変動がございすが、最近の三十年の三月が三万二千七百五十円という数字が出ております。

ますが、揮発油税の關係は、今建設大臣のおっしゃつた通りであります。それから地方道路税が、この法案が通りました場合におきましては、これは特別会計の方へ入りまして、特別会計の方で全部収入になりまして、道路目的に使われますので、一般会計の方へは全然入りません。これもはつきり道路の目的に使われるといふふうになります。

○山口(次)委員 今聞きますと、この

ますが、揮発油税の關係は、今建設大臣のおっしゃつた通りであります。それから地方道路税が、この法案が通りました場合におきましては、これは特別会計の方へ入りまして、特別会計の方で全部収入になりまして、道路目的に使われますので、一般会計の方へは全然入りません。これもはつきり道路の目的に使われるといふふうになります。

○一萬田國務大臣 御意見は、非常に

事故を誘発して、その従業員の労働条

の他あるいは施策について考えなければ

昭和三十年六月十日印刷

昭和三十年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局